# 全族達情報 ZENSHIREN BULLETIN

口編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

**〒170-0013** 

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

皆様からのニュースのご提供を 心からお待ちしております。 □Publisher **ZENSHIREN** 

TEL:03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079 E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:http://www.zenshiren.or.ip

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を Facebook https://www.facebook.com/ZENSHIREN

## 続)令和2年度 省庁との予算要望ヒアリング・回答報告

各ブロックを通じて全国より寄せられ、厚生労働省社会保障審議会障害者部会や内閣府障害者政策委員会などの各種会合、ヒアリング等で要望を行ってきた「令和2年度予算要望」について、令和元年7月8日(月)参議院議員会館地下会議室において5省庁の担当者から現状説明と今後の見込み等について説明が行われるとともに、担当官との意見交換が行われた。

前号に引き続き、今号では文部科学省及び国土交通省、経済産業省との質疑内容の概要を報告する。

## 令和2年度心身障害児者に関する予算要望項目と回答

## 文部科学省

## 【医療的ケアの教育等】について

車いす利用者・医療的ケアを必要とする児童が特別支援学校、普通学校に通学する時、保護者が通学手段を持ちえない場合などがある。通学に係る移動支援は現状の個別給付と地域生活支援事業に限らず、特別支援教育の個別給付施策としての実施を図られたい。

## <回答>

文部科学省では、障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費等の必要な経費について、「特別支援教育就学奨励費」として補助を行っている。

また、自治体等が、校外学習や登下校時の送迎車両に医療的ケアを行う看護師等を同乗させる際に要する経費についても一部を補助しているところである。

各教育委員会等において、このような支援を活用するなどにより、通学に係る移動支援 に取り組んでいただくよう、引き続き促してまいりたい。

## <u>障害者スポーツ推進のため、特別支援学校に指導者の養成と用具(スポーツ用車いす、ボッチャ、ハンドアーチェリー等)の充実を図られたい。</u>

#### <回答>

文部科学省においては、地域においてスポーツ、福祉、医療等の関係者間の連携を進め、 障害者が身近な場所でスポーツが実施できる環境を整えるとともに、特別支援学校の施設 を活用して地域のスポーツの拠点としていく取組等を実施しています。

障害者スポーツの指導者については、(公財)日本障がい者スポーツ協会が公認障がい者スポーツ指導者の増加を目指して研修の充実を図っているほか、スポーツ庁及び(公財)日本障がい者スポーツ協会において、特別支援学校に障がい者スポーツ指導者を派遣するなどの事業を実施しているところです。

また、障害者スポーツ用具には高価なものが多く、スポーツを始めるに当たっての金銭的な負担が大きいと伺っています。このため、スポーツ庁では、スポーツ車いすやスポーツ義足等の個人で購入が容易でない用具について、地域の保有資源を有効活用してレンタル又はシェアする仕組みの構築を支援する事業を今年度から実施することとしています。

さらに、新学習指導要領において、児童生徒が障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できるよう留意することが位置付けられていることを踏まえ、障害者スポーツ用具の整備など学校における環境整備を検討してまいります。

このような取組を通じて、障害者スポーツの推進を図ってまいります。

## 【公共施設のバリアフリー等】について

## 公共施設等の多目的トイレに大人用ベッド(ユニバーサルシート)の設置促進を図られたい。

< 回答>大臣官房文教施設企画·防災部施設助成課

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなる 極めて重要な施設です。

文部科学省では、計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備指針」を作成しており、その中で、「障害のある児童、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要」としているところです。

公立学校における多目的トイレ設置に係る工事については、従前より国庫補助の対象としており、自治体におけるバリアフリー化への取組を支援しております。

文部科学省としては、地方公共団体が計画的な学校施設の整備を行えるよう、必要な支援を行ってまいります。

#### <回答>総合教育政策局

公立社会教育施設の整備に係る補助金については、地方分権改革の一環として平成9年度限りで廃止され、現在は一般財源化が図られているところ。多目的トイレの整備・改修については、設置者である各地方公共団体により御対応いただく必要がある。

なお、図書館における障害者の支援については、「図書館の設置及び運営上の望ましい 基準」(平成24年 文部科学省告示)において、高齢者や障害者など、特に配慮を必要と する方が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路(スロープ)等の施設整備や図書館 利用の際の介助等の実施に努めるよう求めているところである。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行(平成28年4月)や、先の国会にて「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立(令和元年6月)するなど、近年、共生社会の形成に向けた社会的要請が高まっており、文部科学省としてはこれらの法令等も踏まえながら、引き続き図書館における障害者支援の充実方策を検討してまいりたい。

(参考1) 図書館における障害者関係設備の保有状況 N=図書館数:3,331館 〇拡大読書器・拡大鏡のいずれかを所有3,114館 ○点字による案内1,041館 ○スロープ2,027館○障害者用トイレ2,828館○障害者用駐車場2,465館

※平成27年度社会教育統計

## (参考2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24 年12 月19 日文部科学省告示第172 号)(抄)

#### 第二 公立図書館

一 市町村立図書館(※都道府県立図書館に準用)

#### 1 管理運営

## (六) 施設・設備

②市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。 ウ (障害者に対するサービス)

点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

## 【災害時・緊急時】

## 特別支援学校における障がいのある人の災害時の支援対策

特別支援学校学習指導要領において、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健 安全法に基づき策定される学校安全計画など各分野における学校の全体計画等と関連付け て効果的な指導が行われるよう留意することとしている。例えば、災害時の帰宅困難を想 定した指導を行っている学校もあると承知している。

なお、特別支援学校を含めた公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧制度を最大限に活用し、被災した施設・設備等の復旧に対して国庫補助を行っている。また、災害時に備え、特別支援学校において防災機能の強化やバリアフリー化を図る施設整備を行う場合、国庫補助を行っている。

このほか、特別支援学校を含む学校における災害時等の児童生徒の安全確保の観点から、 教職員の安全教育における指導力の向上のための講習会の支援や、保護者や地域住民・関 係機関と連携した学校安全推進体制の構築に係るモデル事業を行っている。

引き続き、特別支援学校における災害時の支援対策に総合的に取り組んでまいりたい。

## 国土交通省

## 【交通機関のバリアフリー化について】

車いすで外出をする際の公共交通機関のバリアフリー化を進められたい。新幹線には、数人の車いす席しかないのに愕然となる。指定席に乗ろうとしても、通路を車いすが通らない。2車両に4席くらい折り畳み式の座席があれば、友人ともに気軽に乗車が出来る。また、狭い入口に狭い通路のためにと、電動車いすの方を乗車拒否しないように図られたい。 <回答>

国土交通省では、社会資本整備総合交付金等の支援メニューである「バリアフリー環境整備促進事業」において、市街地における動く歩道、スロープ、エレベーターなど障害者や高齢者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備に要する費用に対して支援を行っています。

これらの施設については、地方公共団体が策定する「バリアフリー環境整備計画」に位置づけられる必要があり、既存の建築物の屋内のスロープ、エレベーター等の施設についても、障害者等が快適かつ安全な移動をするための経路の一部として位置づけられたものについては、支援の対象としているところです。

(参考:補助率)

地方公共団体等が施行者の場合 国1/3 地方2/3

民間事業者が施行者の場合 国1/3 地方1/3 民間1/3

本事業では、地方公共団体が策定する「バリアフリー環境整備計画」の策定費用も支援の対象となっていることから、地方公共団体で本事業を積極的に活用していただけるよう、国としても働きかけてまいります。

新幹線等の新造車両については、平成30年3月、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準(省令)の改正により、車いすスペースをこれまでの1編成1カ所以上から原則2カ所以上設けることを義務付けることとしたところです。

これにあわせて、バリアフリー整備ガイドラインを見直し、新幹線などの都市間車両について、車いす使用者等の利用が多い場合には、車いすスペースの更なる増設に積極的に対応することを求めております。

なお、東海道・山陽新幹線では、1編成に1カ所ある多目的室を車いす利用者の方にご活用いただいている他、東北新幹線等では、グリーン車にも車いすスペースを1カ所設置しているところです。

車いす使用者の利便性向上に向けては、このようなハード面での充実に加え、係員による人的介助など、ソフト面の対応も含む総合的な取組が重要と考えております。

また、車いす(電動車いすを含む)のご利用につきましては、各鉄道事業者において、 物理的な制約を考慮したうえで、利用可能な大きさなどを定め、ご案内(HP等において 公表)をしております。

鉄道事業者によれば、ご案内している大きさの範囲内であれば、狭い入口と狭い通路の ためといった理由で、車いすのご利用をお断りすることはない、とのことです。

(なお、念のため、ご利用いただく際は、鉄道事業者にご確認いただきたいと存じます。) このような考え方のもと、車いす使用者の利便性向上に向けた取組の充実・加速化について、鉄道事業者に対し、引き続き働きかけを行ってまいります。

## 空港、駅、自治体等公共施設等の多目的トイレに大人用ベッド(ユニバーサルシート)の設 置促進を図られたい。

## <回答>

## (旅客施設)

空港や駅等の公共交通機関におけるトイレの大人用ベッドについては、「公共交通機関の旅客施設における移動等円滑化整備ガイドライン」において、「障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッド又は収納式大型おむつ交換台を設置することが望ましい」としており、公共交通事業者等に周知・普及を図っているところである。

#### (建築物)

建築物におけるトイレの大人用ベッドについては、設計者向けのガイドラインにおいて、「車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を介助を必要とする肢体不自由児・肢体不自由者等のための大型ベッド付き便房とする。」として、大型ベッド付き便房を標準的な仕様に位置づけており、設計者等に周知・普及を図っているところである。

## (庁舎)

国の行政機関が事務を行う合同庁舎などの官庁施設においては、不特定かつ多数の者が利用する庁舎を整備する際には、1か所以上の多機能トイレに大人が使用できる大型ベッドを設置することとしている。

## 経済産業省

## 【災害時 • 緊急時】

<u>医療機器の使用に支障がある広域停電が起きないよう、電力供給システムを整備してくだ</u> さい。

#### <回答>

広域停電は昨年北海道で発生しました。その反省と教訓を踏まえ、昨年11月に重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議を開き、インフラ強化とともに再発防止を取りまとめています。

先ず、北海道に関しましては、北海道電力によるLNG火力の活動前倒しや北本連携線の 増強など、北海道での再発防止策に努めています。

全国的には火力発電所を適正に制御していくことなどにより、日本全体でブラックアウトを防止できると考えています。公共施設などの重要インフラへの自家発電整備の設置を促進し、地域をつなぐ連携線の強化や、供給力を確保するため、設備投資を回収する仕組みなどが必要と考えています。

また、燃料は、ガソリンスタンドや油槽所への非常用電源の設置などにも取り組み、各電力会社と連携しながら災害に強い電力・燃料の供給網を作りあげてまいります。

## <u>障害者が活躍できる社会へ</u> 厚労白書

政府は7月9日、「平成30年版厚生労働白書」を閣議決定した。「障害や病気などと向き合い、すべての人が活躍できる社会へ」がテーマで、就労や社会参加を通して自分らしく生きる社会へ向けた事例も紹介。また、国の行政機関で障害者の法定雇用率が未達成だった問題については、8ページにわたって報告した上で、「反省」の姿勢を示している。

白書は、誰でも職場や地域などあらゆる場で活躍できる「1億総活躍社会」に向け、障害者雇用の実態を整理。白書作成にあたって厚生労働省は2018年2月、地域での支え合いや就労に関するインターネット調査を実施した。

現在、国内の障害者数は推計で963万5,000人と人口の7.6%に上る。内訳は身体障害が436万人、知的障害が108万2,000人、精神障害が419万3,000人で大半が住宅で生活しているという。

民間企業での障害者雇用は54万人。実雇用率は年園上昇傾向にあり、2.05%に上る。 しかし1年間の職場の定着率は身体障害者が7割程度であるものの、精神障害者は5割を切るなど「必ずしも順調ではない」(厚生労働省)。

ただ、就職後も就労移行支援事業所などの支えがある場合は、ない場合より20ポイントほど定着率が高いことから、①積極的な対象者の把握 ②関係機関の連携による就労支援 ③治療と仕事の両立の推進 ④段階的自立に向けた包括的支援——が必要としている。

また白書は今回、障害者などを支える現場の取り組み事例として「農福商工連携」による障害者就労支援をしている社会福祉法人進和学園(神奈川県平塚市)を取り上げた。同法人は本田技研と連携し、障害があっても特性に応じた工具を開発することで高い品質の部品を製造している。

また、重症心身障害者の地域生活を支える社会福祉法人訪問の家(横浜市)や、生産性を上げて高工賃を実現した社会福祉法人武蔵野千川福祉会(東京都武蔵野市)、ICT(情報通信技術)を活用して在宅就労支援に取り組む社会福祉法人プロップ・ステーション(神戸市)等の取り組みも紹介されている。

白書は障害者の状況を知れば理解が深まり、地域や職場で支援する側としての役割を持つようになると指摘。障害者に対しては、関係機関で支えて社会参加を継続できる仕組みが重要だと強調した。その上で「支え手と受け手が支え合い、関係機関が連携することで、多様性が尊重され、包摂される地域共生社会が実現される」とまとめた。

一方で、昨年5月に発覚した国による障害者雇用率の未達成問題でも言及した。原因については厚労省の障害者雇用に対する関心の低さが根本的な問題だと紹介。この指摘を真摯に受け止めこれまでの対応を深く反省する姿勢を示した。

このほか、今年1月に発覚した毎月勤労統計調査の不正問題についても3ページにわたって経緯を説明し、おわびの姿勢を示している。

厚労白書は、厚生労働行政の現状などについて広く国民に伝えることを目的とする年次報告書で、今回で18冊目。障害者雇用問題があったことなどから先送りされ、1年9ヶ月ぶりの発刊となった。

## 厚労省 助け合い意識調査

障害や病気を持つ人を地域で助け合うことに前向きな人が多い反面、4人に1人は自分の住んでいる地域の社会福祉協議会や民生委員などの地域活動の現状を「分からない」としていることが7月9日、厚生労働省の「自立支援に関する意識調査」で分かった。

政府は地域住民が生活上の困りごとを助け合いで解決する「地域共生社会」を2020年代前半に実現することを目標にしている。

現時点では地域住民の多くが助け合いの具体的な姿を見聞きしたり、実際に活動をしたりする段階に至っていない、という現状が浮かび上がる。

調査は障害者や有病者の自立支援に関連し、地域での支え合いや就労についての意識を調べることが狙い。2018年2月、インターネットで20歳から64歳の男女に実施した。 ①障害者・有病者本人 ②障害・有病者が身近にいる人 ③自信が障害・有病者ではなく、身近にもいない「その他」——の各1,000人から回答を得た。

「地域や職場で障害者ら困っている人がいたら助けたいと思うか」という問いに対し「積極的に助けたい」「助けたい」とした人の合計は障害・有病者本人、身近に障害・有病者がいる人のいずれも約7割に上る。

しかし、自分の居住地の助け合い活動の状況について「分からない」とした人は障害・有病者本人の27%、身近に障害・有病者がいる人の25%。「あまり行われていない」「行われていない」と回答した人の合計はそれぞれの約4割だった。

「過去1年間に居住地や職場で、家族以外の障害・有病者を助けた経験があるか」との問いには、障害・有病者本人、身近に障害・有病者がいる人のいずれも6割が「いいえ」と回答した。

調査報告書は、「困難に直面した当事者やその周辺人であっても、支え合い活動についての意識が希薄であることがうかがえる」と考察している。

## ▼厚生労働省HP 自立支援に関する意識調査▼

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 05486.html

## 厚労省 熱中症対策の取り組みについて

厚生労働省より、熱中症関連情報として熱中症予防の普及啓発・注意喚起を目的とした リーフレット等が公表されました。気温の高い日が続くこれからの時期に備え、こまめに 水分補給・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等、熱中症予防の取組みをお願いします。

#### <暑さを避ける>

室内では、

- ▶扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶室温をこまめに確認

#### 外出時には

- ▶日傘や帽子の着用
- ▶日陰の利用、こまめな休憩
- ▶日中の外出をできるだけ控える

## <こまめに水分を補給する>

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、 こまめに水分を補給しましょう。大量に発汗する状況では、経口補水液※など、塩分等も含んで補給しましょう。※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

## ▽厚生労働省 熱中症関連情報▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/nettyuu/index.html

難病の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者でれいわ新選組の船後靖彦参院議員は、国会で分身ロボットの活用を希望している。障害のある人と寄り添いながら、分身ロボットの研究・開発を続ける「オリィ研究所」(東京都港区)の吉藤健太朗代表(31)に、仕組みや意義を聞いた。

分身ロボットは人工知能(AI)ではなく、操作する人の意思で動くものなのか。

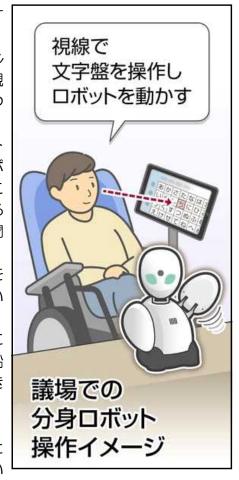
「その通りだ。私たちの製品には、ロボットを通じて(操作通りに)身体表現を行うものと、文字盤に視線入力して文章を読み上げさせる意思伝達機能を持つものがある。両者を組み合わせて使うこともできる」

具体的には「パソコンやタブレットなどでロボットを操作し、うなずいたり、手を挙げたりできる。ロボットの首を動かせば、カメラを通じて周囲を見渡すことも可能だ。船後さんは、視線入力と身体表現できるロボットを組み合わせて使うことを希望していると聞いている」

船後さんは発語できないが、視線入力でロボットを 通じて手を挙げたり、文章を読み上げたりできるとい うことか。

分身ロボットには限界もあるようだが。「正直、壁に ぶつかってみないと分からない。様子を見ながら(船 後さんの)やりたいことに合わせて、機能を追加でき ればと思う」

国会議員が分身ロボットを使う意義をどう考えるか。 「船後さんが壁をどう乗り越えるかを見てもらうこと で、いろいろ考えてもらうきっかけになるのではない



か。船後さんが表に立って働く姿を見せ、それをわれわれが応援していくことで、体が動かなくなっても働ける、存在意義を見いだせる社会の姿を示したい」

<よしふじ・けんたろう> オリィ研究所代表。1987年、奈良県生まれ。小学5年から中学2年まで不登校を経験。早稲田大在学中に孤独解消のための分身ロボットを開発。2012年に同研究所を立ち上げた。

## 8月の行事予定

9日(金) JKA令和2年度補助事業申請説明会

TKP品川

13日(火)~16日(金) 全肢連事務局夏期休暇

20日(火) わ137号発行

上記日程で事務局を夏期休暇とさせていただきます。 ご不便をおかけしますがよろしくお願いします。

	$\cap$	
_	ч	_